

令和5年神審第32号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年4月13日07時00分

徳島県瀬戸漁港北泊地区

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	1.02トン	0.9トン
登 録 長	5.10メートル	6.73メートル
機 関 の 種 類	電気点火機関	電気点火機関
漁船法馬力数	30キロワット	30キロワット

3 事実の経過

Aは、甲板上に構造物がなく、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えた、船尾で船外機を操作して操船するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、養殖施設の漁具揚収作業の目的で、船首0.20メートル船尾0.55メートルの喫水をもって、令和5年4月13日06時55分瀬戸漁港北泊地区の係留地を発し、同地区北西方沖合の養殖施設に向かった。

a受審人は、瀬戸漁港北泊地区を北上していたところ、機関が急に停止したので、その状態を確認することとし、06時58分半阿波瀬戸港北泊外防波堤灯台（以下「北泊防波堤灯台」という。）から112度（真方位、以下同じ。）160メートルの地点で、船首が北方に向いて漂泊を開始した。

a受審人は、船尾部甲板で船尾方を向き、中腰の姿勢で機関周辺の点検を行い、06時59分半僅か過ぎ前示漂泊開始地点で、船首が315度を向いたとき、左舷船尾33度130メートルのところにBを視認することができ、同船が自船に向けて近距離のところで針路を転じ、自船に対して衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、機関周辺の点検に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、07時00分僅か前左舷船尾至近にBを認めたものの、どうすることもできず、07時00分北泊防

波堤灯台から112度160メートルの地点において、Aは、船首が315度を向いたまま、その左舷船尾部にBの船首が後方から33度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、甲板上に構造物がなく、船尾で船外機を操作して操船するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、養殖施設の漁具揚収作業の目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日06時57分瀬戸漁港北泊地区の係留地を発し、僚船2隻と同地区北西方沖合の養殖施設に向かった。

b受審人は、船尾部右舷側に立ち、左手に船外機の舵柄を持った姿勢で操船に当たり、僚船2隻と共に瀬戸漁港北泊地区を北上し、06時59分半僅か前北泊防波堤灯台から154.5度290メートルの地点で、針路を036度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、06時59分半僅か過ぎ目的地に向ける転針地点にあたる、北泊防波堤灯台から136.5度260メートルの地点に達したとき、左舷船首48度130メートルのところにAを視認することができ、同船が船首を北西方に向けてほとんど移動しないことから漂泊中と分かる状況であったが、自船の右方を先行する僚船の動きに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Aに向けて近距離のところで針路を348度に転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、b受審人は、Aに向首したまま続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、両舷船首部外板に擦過傷を、Bは、船首部に擦

過傷等をそれぞれ生じ、a 受審人が、右膝蓋骨開放骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、瀬戸漁港北泊地区において、航行中のBと漂泊中のAが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である海上交通安全法が適用される瀬戸内海であるものの、同付近は同法第1条第2項第3号に規定される適用除外海域にあたることから、海上交通安全法の適用はなく、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、瀬戸漁港北泊地区において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAに向けて近距離のところで針路を転じ、同船に対して衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、瀬戸漁港北泊地区において、同地区北西方沖合の養殖施設に向けて針路を転じる場合、転針予定方向の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船の右方を先行する僚船の動きに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のAに気付かず、同船に向けて近距離のところで針路を転じ、Aに対して衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、a 受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、瀬戸漁港北泊地区において、停止した機関の状態を確認するため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、機関周辺の点検に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bが自船に向けて近距離のところで針路を転じ、自船に対して衝突の危険を生じさせて接近することに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月14日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広